



働き方改革

出張個別相談会

相談無料
秘密厳守

「広島働き方改革推進支援センター」より派遣される社会保険労務士等が、「働き方改革」に関する「労務管理」「賃金制度」などのお悩みをお伺いし、課題解決のための改善提案を行います。

開催日

毎月第2水曜日

2019年：12月11日

2020年：1月8日、2月12日、3月11日

時間

13:00～16:00

(1社当たり1時間程度)

場所

世羅町商工会

世羅郡世羅町西上原121-5

働き方改革関連法が随時施行されています

1

有給休暇年5日取得

2019年4月1日より施行

2

時間外労働の上限

中小企業は、2020年4月1日より施行

3

同一労働同一賃金

中小企業は、2021年4月1日より施行
※労働者派遣法は2020年4月1日より施行

「労務管理」「賃金制度」など、ビジネスサポートの専門家に相談してみましょう!!

助成金の活用

生産性の向上

労働時間の
見直し

人手不足の
解消

働きがいを
高める賃上げ策

広島働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省広島労働局委託事業〉 <http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-hiroshima/>

携帯電話・
タブレットから
簡単アクセス



FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください

会社名		業種	
TEL		従業員数	
住所			
担当者名 (部署・役職含む)			

相談会希望日時

第一希望	
第二希望	
第三希望	

ご相談内容

- 正規・非正規労働者の不合理な待遇差の禁止について 働き方改革関連法全般について
- 助成金について 時間外労働の上限規制について 年次有給休暇の取得について
- 人材確保に資する技術的な相談 賃金規程の整備・賃金引上げに向けた環境整備
- その他()

会場

〒722-1121
世羅町商工会
世羅郡世羅町西上原121-5
TEL : 0847-22-0529

広島働き方改革推進支援
FAX. センター082-500-6540

ご相談窓口・お問い合わせ先

広島働き方改革推進支援センター (厚生労働省広島労働局委託事業)

〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4F
(株)東京リーガルマインド(LEC)広島支社内

ロウドウ ヨクシヨー
0120-610-494

E-mail hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com

受付時間

9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

